

+  
=簡易書留=

〒998-0013  
山形県酒田市東泉町4丁目13-16

複写

和多田 惇様



326 - 60 - 60246 - 1

〒137-8799  
東京都江東区新砂2-4-23

日本郵便株式会社 新東京郵便局

複写

複写

複写

複写

複写

+  
複写  
+



受付通番：2016111515511600100000 号

## 第1 請求の趣旨

1. 私は山形県に対し、下記請求の原因となった山形県が一般社団法人山形県中小企業診断協会に対し同協会会員の除名を求めたとする事実につき、山形県としての事実認否の答弁書を、来たる平成28年11月30日までにを行うよう求めます。
2. 上記答弁書で、当該事実を否定するとした場合には、同年12月10日までに、山形県による発言者五十嵐幸枝に対する行政処分を求めます。

## 第2 請求の原因

1. 私は、一般社団法人山形県中小企業診断協会会員の和多田惇と言います。
2. この文書は、五十嵐幸枝による発言内容に、山形県からの要請だとする発言があり、その発言内容に問題があることから、私からその問題の原因となった要請元の山形県に対して、その発言内容事実の確認、及びその問題となった部分について山形県の対応内容を確認するために私から答弁を求めているものです。
3. 発言者の五十嵐幸枝氏は、診断協会関係者以外の外部者を含む者に対して下記事実を公表し、その後も当該発言の取り消しは一切なく、私は、当該発言により名誉毀損、信用毀損、及び業務妨害の被害を受けています。
4. 五十嵐幸枝からの、こうした類いの私への妨害発言や嫌がらせ行為は、本件のみならず、さらに複数件の事件が発生しています。今回の文書では、民事提訴に耐えられる証拠を得ているものに限定して、山形県に答弁を求めています。
5. 当該発言内容は、次のとおりです。

- ・ 発言の日時 : 平成26年1月17日(金)午後5時30分から
- ・ 発言場所 : 山形市幸町5-22 子市場大漁日本海や2階
- ・ 会合主催者 : 一般社団法人山形県中小企業診断協会
- ・ 会合のテーマ : 経営改善支援センター((公財)山形県企業振興公社受託事業)の活用法
- ・ 参加者 : 中小企業診断協会会員ほか
- ・ 司会者 : 五十嵐 幸枝

### 【役職】

- ①一般社団法人山形県中小企業診断協会代表理事 (現在も同役職にあります。)
- ②(公財)山形県企業振興公社評議員(現在も同役職にあります。)
- ③山形県行政支出点検・行政改革推進委員会委員(平成25年度まで)
- ・ 講演者 : 公益財団法人山形県企業振興公社職員  
山形経営改善支援センター長 永岡 仁
- ・ 発言内容 : 和多田コンサルタンシーのホームページの URL  
<http://consulting.watada.biz/index.html#purpose01>

・五十嵐幸枝の発言要旨： 山形県職員からではなく山形県から、山形県中小企業診断協会の会員和多田惇を辞めさせるよう言われている

6. 問題部分の発言を確認してください。

上記音声データの原始データは、私が既に山形県の捜査機関に刑事告訴し、事件受理された際に証拠物として捜査機関に提出した証拠物の一部です。捜査機関に提出したその会合の全録音データが必要であれば、CDRに保存した音声データの提出は可能です。

なお、私のホームページへの情報開示の目的は、発言者の五十嵐幸枝が、虚偽情報の流布・拡散を行い、外部への風説流布を行っていることから、虚偽情報の拡散を止めるために情報開示を行っているものです。

6. 山形県が関わる発言内容が事実であることを山形県が認めた場合には、山形県がこの事件に正当に関わることのできる該当法令がなく、結果、山形県の越権行為となる行為です。

7. 仮に当該主張が事実でないと山形県が回答した場合には、山形県における五十嵐幸枝氏への処分がなければ、事実上山形県が当該事実を認めたことになり、結果、発言行為者のやり得となる行為です。

8. よって、五十嵐幸枝氏が語り、山形県が山形県診断協会に要請したとする事実の存在について、当該事実の認否の確認と、もし上記事実を否定するのであれば、五十嵐幸枝氏が山形県の名を使い事実でないことを語ったことになり、その行為につき山形県が五十嵐幸枝氏に対して、どのような行政処罰行為等の対応措置を検討中かの回答を求めるものです。その回答内容が被害者である私に不十分なものであれば、五十嵐幸枝及び山形県を被告として、不法行為を原因とする損害賠償請求を民事提訴します。

9. なお当該事件の概要については、既に山形県総務部人事課に電話で発言事実を通知し、その後、商工労働部中小企業振興課課長補佐 高野氏から私に電話があり、その時に同人に同様の事件概要を伝え、さらに同電話を通して音声証拠となる録音音声を聴いて貰いました。しかしその後も山形県からの回答が全くなかったため、今回改めて文書により、山形県としての回答を求めるものです。

10. 以上、私が求める上記期限までに答弁書により回答をお願いいたします。

複写

複写

(付記)  
差出人 〒998-0013  
山形県酒田市東泉町4丁目13-16

和多田 惇

受取人 〒990-8570  
山形県山形市松波2丁目8-1山形県庁 総務部秘書広報課  
山形県

知事 吉村 美栄子様

この郵便物は平成28年11月15日  
第10274687846号書留内容証明郵便物  
として差し出したことを証明します。  
日本郵便株式会社  
受付通番：2016111515511600100000号

